

請負についての入札公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり一般競争入札に付します。

1. 調達内容

- (1) 請負件名 箕面市立船場図書館の委託業務 一式
(仕様書のとおり)
- (2) 請負期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 請負場所 大阪府箕面市船場東三丁目10-1 (箕面市立船場図書館)
- (4) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は、国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和4年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (3) 平成23年4月1日以降に、公共図書館(都道府県立または市町村立図書館)あるいは大学図書館における図書館業務の受託実績が通算5年以上あること。ただし、受託内容が、人材派遣のみ、及び警備、清掃、設備管理等の施設管理業務は、求める実績に該当しない。
- (4) 過去5年以内に、労働基準法等その他労働関係法令違反をしていないこと。
- (5) ISO27001 認証またはプライバシーマーク認証を取得していること。

3. 競争執行の場所等

- (1) 契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得の交付場所及び問合せ先
〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-4
大阪大学附属図書館図書館企画課会計係 三井 康彰
電話 06-6850-5047
- (2) 国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 競争参加資格を証明する書類(上記2)及び入札書の受領期限並びに提出場所
令和4年2月21日 17時15分
(郵便又は宅配便により提出する場合には受領期限までに必着のこと。)
国立大学法人大阪大学附属図書館図書館企画課会計係
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年2月22日 13時15分
国立大学法人大阪大学附属図書館6階研修室

4. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を本学に支払わなければならない。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他国立大学法人大阪大学契約規則第22条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法
本公告に示した請負を履行できると契約権限者が判断した入札者であって、国立大学法人大阪大学契約規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (5) 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2月22日開札[箕面市立船場図書館委託業務一式]の入札書在中」と朱書きしなければならない。また、郵便又は宅配便（いずれも配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、二重封書とし、表封書に「2月22日開札[箕面市立船場図書館委託業務一式]の入札書在中」と朱書きし、中封書の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載して、入札書の受領期限までに送付しなければならない。
- (6) 上記3（4）の開札に立ち会わない競争加入者等については、再度入札を辞退したものとみなす。
- (7) 契約書の作成
競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地である等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- (8) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学競争入札加入者心得」による。

令和4年2月10日

国立大学法人大阪大学総長 西尾 章治郎（公印省略）

入札説明書

国立大学法人大阪大学の請負についての入札公告（令和4年2月10日付け）に基づく入札等については、国立大学法人大阪大学会計規程、国立大学法人大阪大学契約規則（以下「規則」という。）、国立大学法人大阪大学工事請負等契約細則（以下「細則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約権限者等

(1) 契約権限者

国立大学法人大阪大学総長 西尾 章治郎

(2) 所属部局名 国立大学法人大阪大学

(3) 所在地 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1

2 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

箕面市立船場図書館の委託業務 一式

(2) 調達件名の特質

（詳細は、別冊仕様書による。）

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

(4) 履行場所

別冊仕様書のとおり

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）及び細則の別記第2号製造請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金は免除する。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払わなければならない。

3 競争参加資格

- (1) 規則第7条及び第8条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ① 被保佐人、被補助人及び未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）
で必要な同意を得ている場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者
(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、本学から取引停止の措置を受けている期間中の者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
(エ) 落札したが契約を締結しなかった者
(オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
(カ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(キ) 不誠実な行為又は社会的信用を損なう行為をした者
(ク) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
(ケ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和4年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和3年3月31日付け号外政府調達第60号の官報（政府調達公告版）の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。本学における問い合わせ先は、次のとおり。
- 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
大阪大学財務部財務課総務係
TEL 06-6879-7045
- (3) 平成23年4月1日以降に、公共図書館（都道府県立または市町村立図書館）あるいは大学図書館における図書館業務の受託実績が通算5年以上あること。ただし、受託内容が、人材派遣のみ、及び警備、清掃、設備管理等の施設管理業務は、求める実績に該当しない。
- (4) 過去5年以内に、労働基準法等その他労働関係法令違反をしていないこと。

(5) ISO27001認証またはプライバシーマーク認証を取得していること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した請負を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-4
大阪大学附属図書館図書館企画課会計係 三井 康彰
TEL 06-6850-5047

(2) 入札書の受領期限

令和4年2月21日 17時15分

(3) 入札書の提出方法

① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。

② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2月22日開札〔箕面市立船場図書館の委託業務 一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

（ア） 請負の表示

（イ） 入札金額

（ウ） 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

（エ） 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 郵便又は宅配便（いずれも配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「2月22日開札〔箕面市立船場図書館の委託業務 一式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電子メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 請負の表示及び入札金額のないもの

- ③ 競争加入者本人が入札する場合は、その氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - ⑤ 請負の表示に重大な誤りのあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
 - ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
 - ⑩ 一般競争に係る資格審査の申請を行った競争加入者からの入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
 - ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの
- (5) 入札の延期等
- 競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (6) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所
- 令和4年2月22日 13時15分
大阪大学附属図書館6階研修室
- (8) 開札
- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
 - ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

- ⑥ 開札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、開札に立ち会わない競争入札加入者等については、再度入札を辞退したものとみなす。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下、「競争参加資格の確認のための書類」という。）を上記4の（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、総長から競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 総長は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した請負を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した請負を履行できるかどうかの判断の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 上記4の（3）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であつて、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位

者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に総長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、総長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 総長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

請負代金は、毎月の業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(8) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて履行を確認するための検査等の対象となる。
- ② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

別紙様式 入札書・委任状

別冊 仕様書

別冊 契約書（案）

別冊 契約基準

別紙 1

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- | | | |
|--|----------|----|
| (1) 令和4年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）又は
国立大学法人大阪大学の競争参加資格の写し | ・・・・・・・・ | 1部 |
| (2) 入札説明書3の競争参加資格(1), (3), (4)及び(5)について
誓約した書類・契約書(写)・資格証書(写) | ・・・・・・・・ | 1部 |

2 履行できることを証明する書類

- | | | |
|--|----------|-----|
| (1) 会社案内（パンフレット等） | ・・・・・・・・ | 1部 |
| (2) 別冊の本学仕様書、契約書（案）及び契約基準に基づき、以下の事
項を明示した書類 | ・・・・・・・・ | 各1部 |
| イ 人員配置計画表（標準シフト表） | | |
| ロ 緊急時・苦情処理対応体制図 | | |

<落札者の決定後、契約予定者が提出すべき書類>

- | | | |
|--|----------|----|
| (1) 業務従事者名簿
（統括責任者及び副統括責任者に関しては、履歴等を記載すること） | ・・・・・・・・ | 1部 |
| (2) 業務従事者の名札の形状が確認できるカラー写真
（写真サイズは自由） | ・・・・・・・・ | 1部 |
| (3) 業務計画書（年間）及び業務開始月の勤務予定表（月間） | ・・・・・・・・ | 1部 |

（注）上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

請負契約書(案)

請負の表示 箕面市立船場図書館の委託業務 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学総長 西尾 章治郎と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、箕面市立船場図書館において、これを行うものとする。

第5条 契約期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第6条 請負代金は、月額 円(うち消費税額 円)を支払うものとし、毎月の業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 請負代金額の請求書は、国立大学法人大阪大学附属図書館図書館企画課会計係に送付すべきものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 受注者は、常に善良なる管理者としての注意と責任を持って管理業務を実施し、発注者の業務の円滑な運営に寄与するよう心掛けるものとする。

第10条 業務中、又は業務中に起因したと認められる事故の発生により生じた発注者の損害については、受注者は賠償の責を負うものとする。ただし、受注者に故意又は過失がないと認められた場合はこの限りでない。

第11条 業務に際し、受注者の責に帰すべき事由により、発注者及び第三者に与えた身体及び財産上の損害については、受注者が賠償の責を負うものとする。

第12条 この契約に基づき、発注者との協議によって善良な管理を遂行したにもかかわらず発生した事故については、受注者はその責を免れる。

第13条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

第14条 本契約の期間中に発注者と受注者のいずれかの都合により契約を解除しようとするときは、1ヶ月前までに相手方に書面をもってその申し出をすることにより、これを行うことができるものとする。

第15条 発注者の都合により仕様内容等の変更がある場合は、あらかじめ受注者に通知するものとし、これにより請負代金額に変更が生じた場合は、その時点で発注者と受注者とが協議の上、変更契約を行うものとする。

第16条 契約解除等によって1ヶ月未満の端数が生じたときの請負代金は次式による日割計算によって算出するものとする。

$$\text{月額請負代金額} \times \text{当該月の請負実施日数} \div \text{当該月の請負予定日数}$$

第17条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

発注者

吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学

総長 西尾 章 治 郎

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。